

国保匝瑳市民病院のあり方に係る報告書

1 基本方針

救急医療体制や地域医療連携の充実など、市民に良質で安定的な医療の提供を行うとともに、健全な経営環境を目指していかなければならない。

2 今後の検討方針

基本方針を踏まえ、下記のとおり検討方針を定めた。

- (1) 地域医療再生プログラムに位置づけられた当院の役割である「2次救急」や「手術対応」の機能強化を担うための取組を行う。
- (2) 病院改革プランに定められた経営改善、再編・ネットワーク化、経営形態の見直しの3つの視点に立った取組を行う。

3 今後のあり方

上記の検討方針に基づき、今後のあり方について次のとおり検討した。

(1) 医療機能等について

① 病院機能の見直し

療養型病床の需要見通しを推計し、一般病床の一部を療養型に変更することについて検討する。

② 診療科の見直し

「匝瑳市民病院のあり方」に係る市民意識調査では、多くの市民が診療科の充実を求めているが、現実的には、医師確保は非常に難しいことから診療科の充実は非常に厳しい状況にある。このため当面は、現行の診療科の維持に努めるものとする。

③ 看護基準の見直し

7：1看護への移行は、多くの看護師の採用が必要なことから、現行の病床利用率の状況では採算を採ることは難しいと思われるため、当面は現行の10：1体制を維持するものとする。

ただし、入院患者数に合わせ病床を減らすときは、再度看護基準の見直しについても検討を行う。

④ 職員給与の見直し

市民病院の職員給与費は、常に黒字を維持している旭中央病院と比較すると1割程度高い水準となっていることから、給与の見直しについては、地方公営企業法の全部適用と併せて匝瑳市全体の問題として検討する。

⑤ 病床数の見直し

現在の病棟看護師の配置は、145床で80%の利用率(116床)を基準に配置されている。

病床数については、病院機能の見直しと併せて検討を行う。

(2) 2次救急や手術対応の機能強化について

地域医療再生プログラムにおける当院の位置づけは、2次救急、手術対応の機能強化となっていることから、千葉県の地域医療再生臨時特例基金事業を有効に活用し、病院の機能強化を図ることとする。

(3) 地方公営企業法の全部適用移行について

全部適用への移行のメリット等を十分精査するとともに、人事、給与、研修体系の情報収集及び分析を行って全部適用への移行について検討を行う。

(4) 新病院の建設について

築後30年を経過し、療養環境が悪化していることから病院の建て替えについて検討する時期に来ている。しかしながら、市民意識調査では、改修で対応すべきという意見が過半数を占めていたことから、当面は、施設の改修で対応することとする。

なお、新病院の建設については、病院機能の見直しの中で併せて検討する。